

# 市からの連絡帳

児童扶養手当を受給中の方は の 添付を省略できますが、平成20年度児童扶養手当の証書を提示してください。

提出先 子育て支援課  
(田無庁舎1階)

❖助成対象外

- 医療保険未加入の方
- 申請者または扶養義務者の所得(養育費含)が制限額(下記参照)以上の方
- 生活保護を受けている方
- 医療費の自己負担分のない施設に入所している方
- 子育て支援課 田(☎460-9840)
- 平成20年度所得制限額表(平成19年中の所得)

所得限度額		
扶養人数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000

所得限度額に加算可能		
以降1人増すごと	380,000	380,000
老人扶養親族一人につき	100,000	(2人目から)60,000
特定扶養親族一人につき	150,000	0

下表該当者は所得限度額より控除可能		
種別	本人	受給者(養育者)・配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額(一律)	80,000	80,000
障害、勤労学生控除	270,000	270,000
特別障害者控除	400,000	400,000
寡婦(寡夫)控除	0	270,000
寡婦特別加算控除	0	80,000
雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額

所得とは、給与所得者の方は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差し引いた額をいいます。所得に養育費の8割を加算します。

## 高齢福祉

### 確定申告に伴う高齢者の障害者控除の取り扱い

市内在住の65歳以上の方で、次に該当する方へ障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。

この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます。

すでに身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は、必要ありません。障害者控除対象者

身体障害者3～6級までに準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方、特別障害者控除対象者

身体障害者1・2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、ねたきり高齢者(約6か月以上常に就床し、食事・排便などの日常生活に支障のある状態の方)

介護保険の認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(診断書)が必要。申請受付 平成21年1月5日(月)から高齢者支援課へ 認定書発行までに約2週間かかります。高齢者支援課 保(☎438-4028)

## 環境

### 大気環境におけるダイオキシン類調査結果中間報告(平成20年度実施)

市では夏と冬に1週間ずつ大気環境中のダイオキシン類を調査しています。

今年行った夏の調査結果は次のとおりです。冬の調査も合わせた年間調査結果は5月にお知らせする予定です。

調査方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づいた1週間連続測定法。

調査地点・結果 調査結果を環境基準と比較するには夏と冬の結果を平均する必要がある。

ります。

環境保全課(☎438-4042)

(単位)pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点	毒性などの量
市立青嵐中学校	0.040
市立東伏見小学校	0.036
市役所保谷庁舎	0.047
市立谷戸小学校	0.036
市立田無第一中学校	0.034
(参考)環境基準	0.600

測定期間・平成20年8月19日～26日

## 選挙

### 西東京市長選挙

❖投票日 平成21年2月8日(日) 午前7時～午後8時

選挙管理委員会事務局

保(☎438-4090)

### 選挙人名簿登録者数(定時登録)確定

選挙人名簿の登録には、年4回(3月・6月・9月・12月)に登録する定時登録と、選挙のつど行う選挙時登録があります。

定時登録者数(12月2日確定) 男性7万7,274人、女性8万5,577人、計15万7,831人

平成19年9月2日の定時登録者数と比較すると、男性59人増、女性163人増、計222人増加しています。

定時登録の要件 日本国民であること 昭和63年12月2日以前に生まれた方

平成20年12月1日現在、引き続き3か月以上市内に居住している方(他市区町村から転入された方は、平成20年9月1日までに当市の住民基本台帳に記載された方)

在外選挙人名簿登録者数(12月3日現在) 男性131人、女性118人、計249人

在外選挙人名簿登録の要件 在外選挙人名簿にすでに登録されている者でないこと

登録申請時に満20歳以上であること

と

日本国民であること 在外選挙人名簿の登録の申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所がある方

選挙管理委員会事務局

保(☎438-4090)

### 市議会からのお願い

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことは禁止されています。

実費が伴う行事や会費が必要な催しをご案内いただく際には、会費を明示してください。

議会事務局 田(☎460-9860)

## その他

### 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

- ❖(社)東村山法人会様 (小・中学生用租税教育ビデオ28本)
- ❖匿名希望(ベビーベット1台) 管財課 田(☎460-9812)

### 「工業統計調査」にご協力を

工業統計調査が12月31日を基準日として行われます。

この調査は、経済産業省が実施し、今年度は製造業を営むすべて(従業員1人以上)の事業所を対象に、製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策などの重要な基礎資料となります。

調査票の配布・回収については、都知事より任命された調査員が1月中旬～2月上旬に事業所を訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。回収された調査票は、統計の目的以外に使用することはありません。

総務法規課 田(☎460-9810)

### 教育委員会

時12月24日(水)午後2時

場防災センター

内行政報告ほか

定10人

教育企画課 保(☎438-4070)

### 審議会などの会議

社会教育委員の会議

時12月18日(水)午後2時

場保谷庁舎

内菅少年自然の家など

定5人

社会教育課 保(☎438-4079)

総合計画策定審議会

時12月19日(金)午前10時

場田無庁舎

内後期基本計画答申案など

定5人

企画政策課 田(☎460-9800)

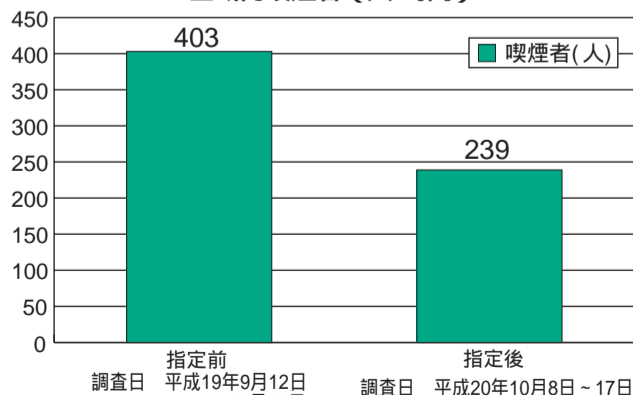
## 田無駅周辺のポイ捨て・路上喫煙が減りました!

～ご協力ありがとうございました～

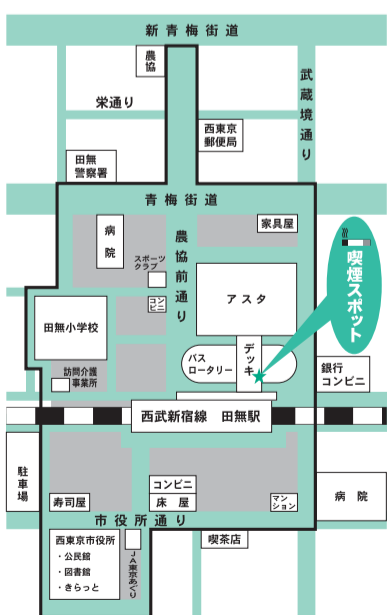
市では、今年の3月1日に田無駅周辺を「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」に指定しました。10月に実施した調査では、防止地区内の路上喫煙者が大幅に減少し、ゴミのポイ捨ても少なくなりました。今後も皆様のご理解とご協力をお願いします。

環境保全課(☎438-4042)

区域内喫煙者(人/時間)



指定地域の9か所で、午前7時30分～8時30分・午後6時30分～7時30分に調査を行いました。



喫煙スポット 田無駅北口ベデストリアンデッキ(田無駅からアスタに続く遊歩道)に灰皿を設置します。その場所に限って喫煙ができます。